政令第二十号

地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二十条第三項、第二十五条、第三十条第一項及び第六項並びに第三十五条、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第五項第一号及び第五条の八並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第二条第二号、第二十二条第二項及び第二十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方公営企業法施行令の一部改正）

第一条　地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「左に」を「次に」に改め、同条第四号中「繰延勘定」を「繰延資産」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第五号中「及び負債」を「並びに固定負債及び流動負債」に改め、同条に次の一号を加える。

六　繰延収益については、その増減又は異動の発生の原因である事実の生じた日の属する年度

第十四条中「繰延勘定」を「繰延資産」に改める。

第十五条第一項を削り、同条第二項中「資本は」を「地方公営企業の資本は、」に、「、資本金は自己資本金及び借入資本金に、剰余金は」を「区分し、剰余金は、」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「負債は」を「地方公営企業の負債は」に、「及び流動負債」を「、流動負債及び繰延収益」に改め、同項を同条第二項とする。

第十七条の二第一項第二号を次のように改める。

二　予定キャッシュ・フロー計算書

第二十三条の見出し中「あわせて」を「併せて」に改め、同条中「あわせて」を「併せて」に、「書類は」を「書類及び同条第六項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たつて併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書」に改める。

第二十五条及び第二十六条を次のように改める。

（繰延資産として整理できる損失）

第二十五条　鉄道事業については、鉄道に係る災害による損失が多額であつてその全額を当該災害の生じた事業年度において負担することが困難な場合には、当該損失に相当する額の全部又は一部を繰延資産として整理することができる。

2　前項の繰延資産は、当該繰延資産を計上した事業年度の翌事業年度以降五事業年度以内に毎事業年度均等額以上を償却しなければならない。

（繰延収益として整理する補助金等）

第二十六条　減価償却を行うべき固定資産（固定資産のうち、土地、立木その他総務省令で定めるもの以外のものをいう。）の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するもの（次項において「補助金等」という。）の交付を受けた場合においては、その交付を受けた金額に相当する額を、繰延収益として整理しなければならない。

2　前項の繰延収益は、補助金等により取得し又は改良した固定資産の減価償却又は除却を行う際に、当該固定資産の減価償却費又は残存価額に相当する額に当該固定資産の減価償却又は除却を行う日の直前における当該固定資産の帳簿価額に対する同日の直前における当該固定資産に係る繰延収益の額の割合を乗じて得た額を償却しなければならない。

（地方財政法施行令の一部改正）

第二条　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一　当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第十五条第二項の流動負債（以下この号及び次号において「流動負債」という。）の額から次に掲げる額の合算額を控除した額

イ　建設改良費等（公営企業の建設又は改良に要する経費及び当該経費に準ずる経費として総務省令で定める経費をいう。以下この号、次号及び次条第一項第三号において同じ。）の財源に充てるために起こした地方債のうち、当該年度の前年度の末日において流動負債として整理されているものの額

ロ　建設改良費等の財源に充てるためにした他の会計からの長期借入金のうち、当該年度の前年度の末日において流動負債として整理されているものの額

ハ　当該年度の前年度の末日における一時借入金又は未払金で建設改良費等に係るもののうち、その支払に充てるため当該年度において地方債を起こすこととしているもの又は他の会計からの長期借入金をすることとしているものの額

二　当該年度の前年度の末日における建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高から当該地方債のうち同日において流動負債として整理されているものの現在高を控除した額

第三十二条の次に次の一条を加える。

（経過措置）

第三十二条の二　地方公営企業法第二条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する公営企業に係る会計処理の基準が同法の規定に基づく命令の制定又は改廃により変更された場合においては、第十五条及び第二十六条の規定の適用について、総務省令で、その変更に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正）

第三条　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号イを次のように改める。

イ　当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第十五条第二項の流動負債（以下この条及び次条において「流動負債」という。）の額から次に掲げる額の合算額を控除した額

(1)　建設改良費等（公営企業の建設又は改良に要する経費及び当該経費に準ずる経費として総務省令で定める経費をいう。以下この条及び次条において同じ。）の財源に充てるために起こした地方債のうち、当該年度の前年度の末日において流動負債として整理されているものの額

(2)　建設改良費等の財源に充てるためにした他の会計からの長期借入金のうち、当該年度の前年度の末日において流動負債として整理されているものの額

(3)　当該年度の前年度の末日における一時借入金又は未払金で建設改良費等に係るもののうち、その支払に充てるため当該年度において地方債を起こすこととしているもの又は他の会計からの長期借入金をすることとしているものの額

(4)　当該年度の前年度の末日における負債の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動負債の額から控除すべき負債の額として総務省令で定める額

第三条第一項第二号イを次のように改める。

イ　当該年度の前年度の末日における流動負債の額から次に掲げる額の合算額を控除した額

(1)　建設改良費等の財源に充てるために起こした地方債のうち、当該年度の前年度の末日において流動負債として整理されているものの額

(2)　建設改良費等の財源に充てるためにした他の会計からの長期借入金のうち、当該年度の前年度の末日において流動負債として整理されているものの額

(3)　当該年度の前年度の末日における一時借入金又は未払金で建設改良費等に係るもののうち、その支払に充てるため当該年度において地方債を起こすこととしているもの又は他の会計からの長期借入金をすることとしているものの額

(4)　当該年度の前年度の末日における土地の売払代金としての前受金の額

(5)　当該年度の前年度の末日における負債の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動負債の額から控除すべき負債の額として総務省令で定める額